

農業手形制度の特質

齋 藤 仁

この論文は、農業手形制度が農業の再生産過程とどのようにからみあつて存在するかという點についてあきらかにしようとした。だから、第三節が本論である。本論にはいるまえがきのいみで、第一節において、この制度が政策としてもついみを理解するために、制定當時の農業内部の諸事情、およびそれをめぐる諸關係のあらましをのべ、第二節において、發足以來最近にいたるまでの運用状況を計數的な面から記述した。第四節では、今後この制度について要望されるべき點についてかんがえた。一般に金融關係の詳細なデータをもとめることが困難なため、記述はところどころ精粗の差があることをまぬかれない。

一

昭和二十二年度第四・四半期の農業金融市場は、終戦以來もつとも深刻な逼迫と混亂にみまわれた。單位の農業會（單農）の貯金は、一月末六一、三三〇百萬圓の残高をみせ前年度同期の約一・六倍にのぼつたが、三月末には九、四八八百萬圓減の五一、八四二

百萬圓となり、前年度同期の約一・二倍にさがつてしまつた。これに應じて都道府縣農業會（縣農）、中金における預金残高はより急激な減少をたどつた。すなわち、縣農においては同期間中一三、〇八一百萬圓、中金においては一五、九八九百萬圓（たゞしネット預^{（註）}金）の減少があつたのである。中金は、三月末において残高八、一四四百萬圓（たゞしネット貸出^{（金出）}金）の貸出金をもつており、この點に運用資金量壓縮の限界があつたので、この貯拂要求に應ずるに日銀借入金をもつてしたのである。三月末の同勘定残高は一六、三三二百萬圓にのぼり、これを一月末と比較すると一、五二五百萬圓の増加をみせている。三月末の日銀對民間貸出金残高は五八、〇五七百萬圓であるからその約三〇％に相當するわけである。しかも、中金としては、その上ネット貸出金、有價證券を壓縮しなければならなかつた。この壓縮分の四、五〇六百萬圓が借入増加額にくわわつて、預金拂戻にあてられたわけである。すなわち、單農の貯拂資金は縣農預け金の引出しによつてまかなわれ、縣農はこの貯拂資金を中金預け金の引出しによつてまかなつたのであつて、この一連の預貯金引出しの趨勢のはげしさ

第 1 表 23年 1 月末～ 3 月末系統金融資金繰り状況

(単位・百萬圓)

		單 農			縣 農			中 金		
		1月末	3月末	増 減	1月末	3月末	増 減	1月末	3月末	増 減
吸 収	貯 金	61,330	51,842	△ 9,488	40,775	27,694	△13,081	26,060	10,071	△15,989
	借入金概算計	991	1,807	816	2,234	7,023	4,789	5,580	17,084	11,504
	金 計	-	-	-	-	-	-	1,103	680	△ 423
運 用	預 金	62,321	53,649	△ 8,672	43,009	34,717	△ 8,292	-	-	△ 4,908
	貸 出	41,428	31,663	△ 9,765	28,324	18,925	△ 9,399	413	604	191
	有 價 証 書	4,117	5,153	1,036	1,103	1,990	887	8,592	8,114	△ 478
用 金	現 金	3,153	3,076	△ 77	3,218	3,134	△ 84	18,945	14,917	△ 4,028
	事 業 資 金	2,785	1,906	△ 879	395	330	△ 65	34	40	6
	計	7,930	6,993	△ 937	4,899	2,920	△ 1,979	-	-	-
		59,413	48,791	△10,622	37,939	27,299	△10,640	27,984	23,675	△ 4,309

農業手形制度の特質

備考 1. 農林中金企画部編『農林金融』による。2. 中金の預金はネット預り金、貸出金はネット貸出金。3. △は減少を示す。

二 三 六

は、當然、系統金融のピラミッドの頂點にたつ中金における運用資金量の極度の減少、および資産内容の悪化となつてあらわれてこざるをえなかつたし、それは同時に系統組織全體の危機でもあつたというわけである。しかも、注意しなければならぬことは、このような趨勢が單作地帯の農業會を中心として生じてきたといふことである。北海道、東北、北陸の單農をみると、一月末貯金残高一三、六八六百萬圓に對し三月末では一〇、六八四百萬圓、二一%の減少となつてゐるのに對し、ほかの地帯では、一月末四八、二三〇百萬圓に對し三月末四一、一五八百萬圓で一四%の減少となつてゐる。縣農についていえば、單作地帯では、一月末九四九七百萬圓に對し三月末五、八〇四百萬圓の三七%減、ほかの地帯では、一月末三二、〇七六百萬圓に對し三月末二一、八九〇百萬圓の三一%減となつてゐる。(第 1 表)

このような系統金融の破産状態をまねくほどの農民の貯拂要求はどのような原因によつて出てきたのであろうか。農民はなぜこのように現金を欲したのであるか。

まず租税公課とくに國稅負擔の急激な増大があげられなければならない。それはもうすでにいい古されてゐることではあるが、一應數字によつてこれをみれば次頁各表の示す如くである。

さらに、農家の販賣品と購入品とのあいだの價格シエレは數段とはげしくなり、とくに生活用品の高騰はいちじるしく、第 5 表にみるとおり、生活水準の切下げをおこなつてもなおかつこの貯拂要求に拍車をかけざるをえなかつたものとかんがえられる。

第 2 表 農家所得に対する租税公課の徴収率

(単位・百萬圓)

項 目 年 度	農家所得 (a)	指 数	租 税 公 課 計 (b)	指 数	$\frac{(a)}{(b)} \times 100$	指 数
昭 和 20	14,810	1,694.4	617	1,072.5	4.2	63.3
21	40,077	4,585.5	3,239	5,630.0	8.1	122.1
22	102,187	11,691.9	18,735	32,565.2	18.3	276.0

- 備考 1. 農家經濟調査報告による。
 2. 農家所得は税引前の所得。
 3. 指数は昭和 9～11 年平均を 100 とする。
 4. 1.4～1.5 町平均。

第 3 表 各 種 税 目 の 割 合

税 目 年 度	租 税		公 課	計
	國 税	地 方 税		
昭 和 20	% 57.8	% 12.0	% 30.2	% 100.0
21	74.3	12.7	13.0	100.0
22	65.2	9.9	24.9	100.0

備考 農家經濟調査による。

第 4 表 農林漁業における直接國税負擔状況

項 目 年 度	國 民 所 得 (A)	農林漁 業所得 (B)	$\frac{(B)}{(A)} \times 100$	指 数	直接國 税總額 (C)	農林漁業 負擔額 (D)	$\frac{(D)}{(C)} \times 100$	指 数
昭和19	億圓 718	億圓 85	11.8	64.5	百萬圓 8,300	百萬圓 534	6.4	42.0
21	3,578	1,142	31.9	174.3	31,201	8,984	28.8	189.1
22	9,181	2,327	26.4	144.2	134,067	42,638	31.8	208.8

- 備考 1. 國民所得および農林漁業所得は經濟安定本部『日本内地國民所得および國民生産推計表』による。
 2. 直接國税は『第 92 回帝國議會國税參考書』および『主税局第72回統計年報書』による。
 3. 20年度は國民所得の計数がみあたらないため掲載しなかつた。
 4. 指数は昭和 9～11 年度平均を 100 とする。

第 5 表 農 家 實 質 生 計 費

年 次	農 産 物 (a)	家 計 用 品 (b)	農家生計費物 価指數 $\frac{(a)+(b)}{2}$	農家生計費 指 數	實質生計費
昭 和 12 年	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
21 年	990.1	5,253.2	3,121.6	2,656.4	85.1
22 年	3604.1	16,701.7	10,152.9	5,914.4	58.3

農業手形制度の特質

- 備 考
1. 農産物價格指數は日銀東京卸賣物價指數による。
 2. 家計用品價格指數は、全農農村物價調査による。
 3. 農家生計費指數は農林省農家生計費調査による。
 4. 農家生計費構成において農産物と、その他の家計用品のしめる割合を 50%ずつにみつもつた。

第三に、肥料代金の支拂い方法があげられる。肥料

價格と米價格とのあいだのシエーレはいちじるしいうえに、肥料代金は現金で支拂わなければならない。肥料公園の (cash on delivery) システムである。COD システムは、公園發足以來の原則であつたが、とくに復金が始めて、認證手形制度にうつつていこうとする趨勢を背景として、この年のはじめあたりから強く要請され

るようになった。この事情もまた農家の資金需要をますます増大させたわけである。

以上のようなおよそ三つの原因のからみあいによる貯拂要求に系統金融が應じきれなかつたのは、結局この貯拂要求自體の過大というよりほかにいいようはないであらう。これら三つの要因のいみするものを全經濟構造の視點からとらえるならば、租税公課、とくに國稅負擔の過重は、それまで進行してきたインフレーション政策が一應ゆきずまりをみせ、これがある程度チエツクしてゆく必要が内外の諸事情からおこつてきて、その負擔がとくに弱い一環であるところの農民の肩に大きくかぶさつてきたということであり、シエーレ現象は、いうまでもなく、インフレーション政策のもたらす直接の結果である。さらに肥料公園の COD システムは、肥料の適期適所配給という機能を片方にもちながらも、一方に國家と結びついた肥料資本の安全かつ迅速な復興のために存在するところの肥料公園の經理の健全化のためにとられた制度であり、その建前がこの頃とくにきびしくたてられたのはいわゆる健全財政の建前のためである。こうみてくれば、結局この三つの要因をひきだしてきているのは資本の側の要請であるといわざるをえない。

このようにして、系統金融の破産的狀態と、肥料をはじめとする生産資材の販路梗塞、さらにその結果として農業の再生産過程の破壊がもたされようとしたのである。

しかし、國家としてはここで價格體系をかえ、租税をなんらか

の形で戻し、CODシステムをやめるということは到底できなかった。しかも、農民の没落は農業の没落をいみし、それはただちに社會全體の破壊をいみする。そこで、コンマーシャルベースで資金を農民に流す方法だけが國家として残された方法であつたが、どのようにしてコンマーシャルベースを維持するかが問題であつた。もうすぐ解散する、しかも破産するかもしれないという豫想をもたれていた農業會に對して無擔保で資金を流すことは、その財産が新しく生れる協同組合に包括承繼されるということができない以上、實現は困難であつた。

實に、このような情勢のもとで、食管の前渡金の縣農、單農への概算拂制度が實現し、さらに農家に直接ひもをつけた農業手形制度が實現（昭和二三年四月三十一日）したのである。つまり、兩者とも、もつとも確實な農民の主食供出代金を見返りとするものであり、このような見返りのもとに系統金融が外部から資金を導入することによつて危機をまぬがれ、それによつて國家にバックアップされた肥料資本がたち、さらに資本がわの低賃金に見合（對）う農産物の低價格生産が一應可能になつたわけである。

註1 中金のネット預り金というのは、預金總殘高から、食管の食糧買上代金前渡金殘高と、預金擔保貸殘高とをさしひいたものである。

註2 ネット貸出金は、貸出金總殘高（手形割引をふくむ）から、預金擔保貸出殘高をさしひいたものである。

註3 四月にはいつて早々、秋田縣農、岩手縣農、福島縣農、

農業手形制度の特質

長野縣農等が相ついでゆきまづまつた。この場合にも、中金の無擔保貸出はまつた困難であり、前三者はたまたま政府から交付された再保險金をもつて、長野の場合は藪手形を資金化すること、どうやら當座のつなぎとするよりほかに手になかつた。（農林中金の資料による）

註4 農林中金企畫部編『農林金融』による。

註5 日銀、大藏省は、單農、縣農における事業資金の膨脹およびその固定化が、貯拂困難の根本原因であるから、單農、縣農自體がその責任をとるべきであるといつた。事業資金についてのそのような指摘は、ある程度實態をついていた。しかし、このことの原因としてあげられるインフレ見こしの買いだめとか、あるいは運管のふてぎわ等は、農村購買力の急激な低下という現象に比すれば、むしろ末節の事からである。このような日銀、大藏省の論をすゝめれば、結局單作地帯の農業會の方が運管が拙劣だという結論にならざるをえないが、そういう結論はとても肯定できそうにない。さらに、もし事業資金が全部信用部門の資金として運用されたとしても、それは中金に預けられ中金において運用されることになるから、事態はかわらなかつたろう。

また、農業會の解散をひかえて、農業會にたいする信用の低下が農民の貯金引出しを激化させたのだということもいわれる。しかし、當時の銀行預金および郵便貯金の趨勢は、第6表のとおりであるから、すこしはそういうこともおこなわ

れたであろ
うが、決定
的な要因と
はいゝがた
い。

註6 當時の
新聞はこの
間の事情を
次のように
報じてい
る。

「肥料公團
賣却代金回
收率からみ
ると、北海
道がもつと

もわるく一割五分程度の回收成績なので公團ではこのほどついに北海道にたいして賣止めを指令したという。その他東北六縣をはじめ新潟、富山、石川、島根など日本海側の各縣もいづれも回收成績が芳しくない……現物の多くはすでに地方に發送済みで、農家としては目の前に肥料がありながら、代金がないので受取れないというのが實情である……北海道、東北地方では春耕期に入っているのであるから……富面の應

第6表 全國銀行、郵便貯金、昭和三十二年1
月末～3月末預金残高の推移。
(單位・百萬圓)

項目 年月末	全國銀行	郵便貯金	計
23年1月末	173,571	52,671	226,242
23年3月末	177,270	53,524	230,794
差引増減	3,699	853	4,552

- 備考 1. 大藏省『財政經濟統計年報』による。
2. 全國銀行の數字は、總預金残高から當座預金残高をのぞいた。これは、もし、農民の農業會への貯金が銀行預金に振替えられた形になるとすれば、當座口に入ることはないだろうからである。

急の措置を講ずべきであろう。時期を失つては一割増産のかけ聲もむだな結果となるう」(二三年四月二十九日朝日新聞社説)

註7 この節にもちいた數字は、全部、日銀、農林中金の資料による。

二

さて、このようにして農手制度は發足したのであるが、ここで本論にはいるまえに一應計數の上からの觀察をしておこう。

まず、利用資材と利用地域についてみると、二三年五月、六月、七月の肥料にたいする融資額は一、一九五百萬圓で、これは附表第一表および同第二表にみるとおり、ほとんど北海道、東北、北陸に向けられている。その後適用資材の範圍がひろくなり、また利用地域も全國的になつていつたのであるが、いせんとして單作地帯の利用が多く、また肥料のしめる割合が大きくなつてゐる。肥料については農機具が多いが、これも單作地帯の利用が多い。附表第三表でみるとおり、二三年九月末および二四年九月末の残高において、肥料のうち單作地帯利用高のしめる割合は、おのおの八八%、七五%、農機具では九七%、六六%となつてゐる。なお、二四年度においては、肥料公團配給肥料の約三〇%、配給農機具の約二〇%が、農手によつてまかなわれたものと推定される。(第7表参照)

このような地域別、品目別のかたよりをもちながら、二三年度

第7表 肥料、農機具の農手利用率

(1) 肥 料 (単位・百萬圓)

	肥料總價額	農 手 利 用 額 農 總	比 率 %
昭和23年度	16,802	1,807	10.7
24年度	33,991	10,329	30.4

(2) 農 機 具

	農 機 具 價 額 農 總	農 手 利 用 額 農 總	比 率 %
昭和23年度	15,593	862	5.5
24年度	22,281	4,331	19.4

- 備考 1. 配給價額は、化學肥料配給數量、および中央地方統制農機具配給數量にそれぞれ單價をかけた。
2. 農手利用額は各年中金割引累計額を最高月の殘高中にしめる割合によつて按分した。

においては、二、六九七百萬圓、二四年度においては、一六、六六〇百萬圓の農手が振出されて割引かれた(中金割引累計額^(註1))。このように、二四年度は前年度の六倍に達している。これを殘高についてみれば、二三年度のピークは九月末の二、五七〇百萬圓、二四年度はおなじく九月末の一四、九二五百萬圓であり、それらは同月末中金總貸出殘高(手形割引をふくむ)の二一%、および四六%、農業團體貸出金殘高の三三%、および五七%となつてゐる。この

農業手形制度の特質

ように二四年度に利用が多くなつてゐるのは、二三年度では五月にはじめられたのたいし、二四年度は一月からはじめられてゐること、米麥價格が高くなり共済金額が高くなつたこと、あるいは適用資材以外に流用されたことなどがその原因とされるが、諸計數について判斷すると、基本的には農民の窮迫度の深化がその原因であるといふべきであらう。これは、二三年にはほとんど農手を利用しなかつた地域が、相當にしかも早くから利用してゐることをみてもわかることである。

つぎに、農手の時期的な出方をみると、春耕資金が大きなウェイトをしめてゐることがわかる。二三年度は特殊であるから一應除外するとして、二四年一月から七月までの割引額をみると、同年度總割引額の八三%になつてゐる。

なお、系統金融における農手割引のウェイトはさきにもちよつとふれた通りであるが、これをおぎなつてのべれば、中金の二四年一月末農業團體貸出金殘高六、二六八百萬圓と九月末殘高二五、九六九百萬圓との差額一九、七〇二百萬圓のうち、農手割引殘高の増加は、一四、八九八百萬圓、約七六%である。すなわち、この年の中金の貸出の大部分は、農手を割引くことによつて成立していたことになる。さらに、二四年度第一、第二四半期の全金融機關農林水産業融資總額についてみれば、一三、六六六百萬圓増加のうち七四%を農手がまかなつてゐる勘定になる。

農手擔保の日銀貸出金は、第8表にみるとおりであるが、二四年九月末の中金における農手割引殘高のピークのときにおいて、

第8表 日銀における日銀
借入金残高推移
(単位・百萬圓)

項目	農手擔保	その他
年月末		
昭和24年 1	-	7,069
2	-	6,409
3	347	609
4	3,144	10,678
5	5,413	3,557
6	5,975	4,996
7	5,699	6,738
8	3,149	10,008
9	11,287	6,088
10	37	4,265
11	-	1,132
12	-	1,537

備考 農林中金の資料による。

一一、二八七百萬圓となつてゐる。農手の掛目は九五%であるから、一一、八八一百万圓が日銀にもちこまれたことになる。中金の割引から日銀もちこみまでの時間のずれを考慮すれば、ほとんど全部が日銀において資金化したとみていいであらう。

註1 信連の段階にとどまてゐるものはほとんどないのであるから、これが系統金融を利用した農手の全部とみていい。また、市中銀行で割引いた額はきわめてわずかで、全體からみてネグリジブルな數字でしかない。二四年度においては一七六百萬圓、總割引累計の1%強となつてゐる。

註2、註3 農林中金企画部編『農林金融』による。

註4 日銀統計局編『資金循環の分析』第三號による。

三

農手は、つぎの経路にしたがつて發生し、流通する。^(註1)

1、商品の購買にさいして、農家は借用證書を協同組合（または指定商^(註2)）に差入れる。

2、協組（または指定商）は、借用證書の合計金額に相當する額面で、支拂期日を借用證書の支拂期日以前に定め、信連（指定商の場合は取引先銀行）を受取人とする約束手形を振出して融資をうける。（この約手が農手である）

3、信連は、中金でこの約手の割引をうける。

4、中金は、日銀からこの約手を擔保として融資をうける。

だから、農手は、この振出、割引の過程にかんするかぎり、一般の商業手形とならなるところはない。最初に農家が協組から商品を購入するにあつて借用證書をさし入れ、協組がその借用證書を一括したものととして信連にあつた約手を振出して融資をうけるという形式は、なにかこの點をあいまいにするのであるが、それは技術的な問題であつて、本質的には農家が約手（農手）を振出した、つまり借用證書が農手であるとみるべきである。あるいは、協組が農家にあつて爲替手形を振出して、それを信連に割引いてもらうのだと解すべきである。というのは、この借用證書は協組が農家に商品を販賣するにさいし、その代金を貨幣でうけるかわりにうけとつたところの支拂約束證書であり、そこでは、商品の貨幣への轉形が信用された、つまり商業信用が成立し

たからである。いいかえれば、その借用證書が約手であつて、それがそのまま協組、信連、中金と割引かれていつても一向農手の本質はかわらないし、むしろそれが農手の本質だといふのである。だから、借用證書の合計金額を額面金額とする信連あて協組振出の約手は、商品のうらづけのない融通手形、空手形ではなくて、商業手形というべきであらう。ただし、商業手形の本質は、それが商品購買者の支拂約束の表現だということ、いいかえれば信用貨幣だという點に存するからである。

農手の性質がこのようなものであれば、その流通をめぐつてどのような信用關係が生まれるであらうか。

農家は協組から商品を購入し、協組は農家の支拂約束證書をうける。この第一の過程は商品の流通過程であるが、ほんらいの貨幣は支拂期日において支拂手段として機能し、農民振出協組あての約手、あるいは協組振出農民あての農手たる性質をもつ農手は、信用貨幣となる。協組と農家とのあいだには、商業信用關係が生まれるわけである。だがこの場合注意しなければいけないことは、協組は金融機關としてではなくて商人としての資格において農民に信用をあたえたのであるということ、つまり資本の前貸が商人としての資格における協組によつておこなわれたということである。このことは、農手制度の根本によこたわる事實、つまり農民の窮乏化と、それによる系統金融の機能の弱化という事實につながつているのである。

第二の過程、協組は商業手形たる農手を信連に持參して割引を

農業手形制度の特質

うけ、信連は中金に持ちこんで割引をうける。手形の割引にあつて問題となることのひとつは、その割引かれた手形が、融通手形であるか商業手形であるかということであるが、農手は商業手形であるから、割引はすでに協組において確保されたところの個人的な信用貨幣を一般的な貨幣にかえることにほかならない。つまり、あらかじめ存在している貨幣資本を一の形態から他の形態にかえることであり、資本をより流動的な形態にすることにほかならないのである。農手の場合でいえば、協組は商品資本の轉形形態としての貨幣資本を、すでに農家から協組に差入れられた借用證書の形で保持している。それが信連にもつてこられ、さらに中金にもつてこられて一般的な貨幣にかえられるわけなのである。

だから、協組、信連と中金とのあいだには本質的にみてなんらの信用關係も生じない。協組、信連と中金とのあいだに存在したものは、貨幣資本の形態轉化であるにすぎないからである。中金は、このようにして、農家との關係においてさきに協組がしめていた位置に移ることになる。ちやうど、中金が農家に商品を販賣し、農家の支拂いが中金によつて信用されたとおなじ形がとられる。つまり、農家は直接中金に直結し、中金は債權者となり農家は債務者となる。ここでは、協組、信連はもはや農手をめぐる信用關係のらち外に出てしまつて^(註6)いる。

日銀と中金との關係もまた同様である。中金は日銀にたいして農手を擔保として差入れて融資をうけるのであるが、これは本質

的には割引となんらかわるところがない。だからここで中金とあるところを日銀とおきかえてもかまわない。

ここでいわれることは、信連、中金の、金融機關として機能の薄弱化ということである。ほかの要素を別にしてかんがえれば、信連が協組の持参した農手を割引くことは、たんに手形仲買人としての機能を果たしていることにすぎない。というのは、農手の性質上、手形は決済のために集中されるということはないからである。しかも、信連の裏書によつて農手の信用力はなんら強化されることはない。農手のもつ信用力は、ただ農民の支拂能力にのみ存し、この支拂能力は後述するように制度のうえで安全確實にされているのである。

中金についても、これとおなじことがいえる。だからここでは、系統金融のたつ金融地盤の薄弱化と、そのうえにのつてそれを補填する日銀の系統金融に對する地位の強化が指摘されるわけである。しかもなお、信連か仲買人として機能しなければならぬのは何故か。中金と日銀との關係は、市中金融機關と中央發券銀行との關係であるから、一應問題外とする。信連がはいつてこなければならなかつたのは、ひとつには技術的な事務操作をより容易にするということが原因であるが、その事情をもふくめてより基本的には、信連が現在系統金融の主要な一環として存在し、しかも農手制度創設の目的のひとつが、現在の系統金融組織の危機を救うという點にあつたということに原因する。ともかくも、このようにして信連が中間にはいることによつて、その事務コス

トに見合う利子が信連に支拂われるわけである。

だが、念のためにいいさせるが、ここでのべたことは、信連が農手をめぐる手形債權關係から除外されるのだということをいつたのではない。萬一、農手がなんらかの事由で決済不能になれば、その手形は無効になつたのであるから、さきの賣買（割引、再割引）の過程が逆にくりかえされなければならない。こうした裏書責任に見合う利子も、事務コストに見合う利子に加えて信連に支拂われるわけであるが、ただ、農手は、その特殊な性格からして不渡りの現象はまつたく豫想されただけである。

このようにして、農手は商品流通にもとづいて生じた信用關係を表現する。そのかぎりでは、その商品が、購買されたがわにおいてふたたび商品資本として成立しようが、生産資本となろうが、また生活資料となろうが、問題はすこしもかわらなかつた。そこで、つぎには、當然、このようにしてえられた商品と農民との關係、いかえれば、その商品が農業の再生産過程においてどのような役割をもつかについてのべなければならぬ。農手によつて農民の購買するものは、肥料、農機具、農藥、農工品、温床資材、雜穀種子、種子馬鈴薯、飼料等であり、これらはいずれも労働手段、あるいは労働對象である。つまり、協組から農民に信用費された商品は農業において生産財として成立するということになる。だが、この事實だけをとつてみて、農手が近代的（#10）いみにおける生産信用たという結論を出してはいけない。というのはそもそも農民がこのような生産財の前貨をうけなければならなかつた

のは、第一節においてのべたとおり、かれの生産物の價值が「自己に支拂う勞賃部分をも割る點において實現し、さらに租税公課負擔が過大であつて生計費部分にくいこむようなことになつたためであつた。かれが、この場合生産をつづけようとするれば、當然かれの自己に支拂う勞賃部分の不足について外から貸付を仰がなければならぬ。消費信用をうけなければならぬ。だから、かれが農手によつて勞働手段、勞働對象についての信用をうけたその額は、當然この消費信用をうけなければならなかつた額にひとしいことになる。農民が、このような通常の再生産に必要な資金を要求する場合は、——そして農民が信用を要求する場合のほとんど大部分はこのような信用を要求するのであるが——つねに以上のようなことがいわれるであろう。こうみてくれば、この場合生産信用のようにみえるのはほんとうは消費信用なのである。あるいは、生産信用が、同時に消費信用なのである。これは、農民が資本家でないということ、つまりかれが勞働手段の所有者であると同時に勞働者でもあるということにその本質的な原因をもつてゐる。協組は農民にたいして生産材であるところの商品資本を信用賣りした、だが、農民のかわにおいてそれは資本として成立しないということ、ここに問題の本質があるのである。

さて、農手の決済はどのようにおこなわれるであろうか。農手は、米、麥の供出代金を第一次の決済資金とし、共済金を第二次の決済資金として振出される。そもそも「商品を手渡して手形をうけとつた人」ただ買手の支拂約束しかもたず、この約手の

背後には社會的保證はなく、買手の私的保證があるだけである」だから、金融機關が商業手形を割引く場合は、決済資金はまず第一にそれが安全確實に割引者の手に入るものとして豫定されなければならず、第二に量的に元金と利子をまかなうものでなければならぬ。このことは、とくに農民がなんら確實な擔保力をもたない今日、金融ベースにとつてつよく要請されることであろう。そして、生産者にあたえられる信用においては、生産物の販賣代金が、この二つの要件をみたさなくてはならない。ここに、食糧供出代金と共済金が登場した充分な理由がある。農民は、信用をうけるさいに、借用證書とともに前年度供出実績、ならびに本年度作付反別、および交付されるべき共済金額を記入し農業共済組合長の證印をうけた金融證明票と、食糧供出代金、および農業共済金の協組あて代理受領委任狀を差出す。そして、この場合、食糧供出代金の支拂金融機關は決済が完了するまでは變更しないむねの一札をも同時に差入れなくてはならない。ここでは、まず第一に信用の供與額は、元利合計で以て共済金の範圍内に限定されている。最初に信用をあたえるさいに、その安全の限度を確實につかまえることができるのであるから、信用供與者にとつては非常に便利である。つぎに、決済資金であるところの供出代金を農民はうけとることができる。協組において天引きされるわけである。これも勤勞所得税の源泉徴収がさうであるように、あるいはそれ以上に確實である。そして最後に、食糧供出代金は食糧管理制度が存続するかぎりかならず支拂われるであろう。も

し、災害のために生産量が減少すれば、共済金が肩代りする。しかもその支拂いは確定されたルートを通して確定された價格でなされる。ことに、普通の場合は、系統金融が農手信用の供與者であり、同時に食糧供出代金の支拂金融機關でもあるから、代理受領は完全にしかも簡単にこなされるわけである。このようにして、農手は、食糧供出代金を先取りし、それを決済資金とする。とによつて延滞、貸倒れの危険性の絶對にない信用制度となる。だが、後述するように、この危険性が絶對にないというところこそむしろ農民のかわの危険性が存在するのである。

農手制度は、このようにして安全確實な信用制度となつた。それは最初から安全確實な限度において、安全確實な基盤のうえにたつて成立した信用だからである。そして、金融ベースのうえに要求されることはこれだけなのである。しかし、農民には、やはりこの金融ベースにのりうる限度がある。米、麥の供出実績をもたない農民はこの信用をうけることができないし、また、信用額が限定されているから、それ以上を必要とする場合はほかの信用をうけなければならない。ここに、高利貸付資本の進出する領域がある。しかし、これはたんに農手だけにかぎつた問題ではなくて、農手がすくなくとも近代的信用の形式をとつている以上、こうした形式が克服できない問題であらう。これは、小農的生産様式につながつた問題だからである。

つぎに、農手の利子についてみると、この制度が發足した當時は、協組日歩一錢九厘、信連一錢六厘、中金一錢五厘、日銀一錢

四厘、(ただし高率適用免除)であつたが、二四年二月の改訂で組合二錢四厘、信連二錢一厘、中金一錢九厘、日銀一錢六厘(高率適用免除)となつた。指定商市中銀行日銀のルートでは、指定商二錢四厘、銀行一錢九厘となつてゐる。このルートでは、一見してわかつており、系統金融の扱ひ利率にならつてゐるのである。

第9表 單位協組貸出利率

最 高	18.25% (@ 5.00)
最 低	3.20% (@ 0.87)
平 均	10.95% (@ 3.00)

備考 1. 農林中央金庫による全
2. 協組 農調 25年 5月 現在
3. 平均はモード

さて、現在の協組の貸出利率は第9表に示すとおりであり、また市中銀行の一般貸出利率は、現在、一件五百萬圓以下は二錢六厘、一件五百萬圓以上は二錢五厘となつてゐる。だから、農手の利子率は、農家に關係するかぎり、けつして高いものではなく、高利貸付資本の高利性はここで排除されているわけである。

能であるのは、いいかえれば、農手の利子率が特殊に低く決定されているのは、それが流通信用であり、しかも商品の價格、流通ルートが確認されているからであらう。また、決済が確實におこなわれるためであらう。もし、このような事情がなかつたら、轉貸の可能性が生れるので、割安な利子率目體もくずれていくだらうからである。

だが、利子率の問題は、市場におけるバランスの問題のほかに、その絶對的な高さにおいて、またさらに利拂い自體の可能性についても問題にされなくてはならない。農民にとつて二錢四厘の利子負擔がいかにして可能かという問題である。そもそも、近代の信用が發生し、成立したということは、機能資本自體がそのような信用形態をつくりだしたということであつた。銀行に集中される貨幣は、機能資本の循環過程そのもののなかからとび出してくるものであり、そのゆゑにこそ、こうした貨幣は機能資本の循環を圓滑ならしめ、あるいはその規模を擴大するものとして貸付けられることが可能となるのであつた。そこでは、利子は利潤のわけ前として存在する。利潤の一部が利子として分離するのは、ただ資本の前貸が最初に貨幣資本として貸付資本家の手によつておこなわれたという理由によるだけである。その場合、利子の最高限は理論的には利潤に一致する點までのほりうるし、またとくに景氣の最絶頂期のように信用需要の極大になるときはこれに一致するほどに近づく場合もあるのであるが、それは特異な現象ではない。というのは、もし長期にわたつて全利潤が貸付資本家の手に吸収され、企業利得が零であるとすれば、資本はその企業から逃げざるをえないのであらうし、もしその資本家がその場合利潤をむりにつくりだそうとして、勞賃の切下げ、勞働時間の延長をはかるとすれば、勞働力がその企業から逃避せざるをえないであらう。このようにして、近代の信用にあつては、利子は利潤の一部でしかありえない。

農業手形制度の特質

しかるに、小農民にあつてはこれとことなる。かれは自己の勞働手段を所有するのであるが、同時に勞働者として存在する。かれは、賃勞働者でないと同時に資本家でもない。あるいは、資本家であると同時に賃勞働者である。だから、かれにとつてその生産をつづけてゆく最小の要件は、かれの手に平均利潤ではなくて、最低限の生活費がもたらされるということである。このゆゑに、かれらが信用を欲するときは、さきにもべたように生産物の價格がかれらの生活費をつぐないような状態におかれたときでなければならぬ。すなわち、かれらにあたえられる信用は、通常の場合、消費信用である。近代の信用においては、利子は利潤の分け前としてしか存在しないのであるが、かれら小農民にあつてはもともと利潤がないからこそ——それ以上に、自己に支拂う勞賃部分を充分にえられなかつたからこそ信用が欲求されたのであつた。もし、この場合、信用があたえられるとすれば、そこで支拂われる利子は、利潤のひとつの制限としての利子ではなくて、自己に支拂う勞賃部分のなから支拂われるものでなくてはならない。むりに信用にアダプトした形がつくられるのである。だから、農手の利子は二錢四厘で比較的安全な利子率だということはいえるにしても、かれら小農民はどんな利子率にもたえられるものではない。

また、元金の償還についてもつぎのような問題がある。信用賣りされた商品は、農民にとつて勞働手段、勞働對象となつた。それは、勞働力とむすびつくことによつて、價值形成過程の要素と

なるわけである。すなわち、肥料、農薬、種子馬鈴薯、雑穀種子等は資本の一回轉でもつてその全價值を形成された價值に移轉してしまふところの流動資本^{流資}であり、農機具、温床資材はすくなくとも二回轉以上でもつて移轉されるところの固定資本である。そもそも、生産資本について信用がおこなわれるということは、機能資本の立場からみれば、資本が前貸されたということをいみずるにすぎない。資本の前貸に要する貨幣が、機能資本家自身のふところからでようが、あるいは貸付資本家のふところからでようが、このことの本質はすこしもかわらない。前貸された資本の價值は、形成された價值のなかに移轉される。さきにもべた利潤の成立とあいまつて、このことが信用を成立させるのである。だが、それだからまた、信用が機能資本の再生産過程に順調のつてゆくためには、貸付けられた資金の回收（元本の回收）は、前貸資本の價值が移轉される範囲内においておこなわれなければならない。ここで、利潤部分からする蓄積と、固定資本銷却の積立を考慮にいれば、つぎのような關係が成立しなければならない。

$$(\text{差額地代}) + \text{蓄積} + \text{償還} + \text{利子} + \text{償還} = \text{償還} + \text{償還}$$

$$\approx \text{一回の回收額} + \text{利子}$$

差額地代は自作地をもつ場合にかざられる。もしこの關係がくずれて、不等記號の方向が反對になれば、機能資本は信用をうけることができるか、あるいは信用によつてその再生産をそこなわれるということにならざるをえない。しかるに、農手によつて信

用をえる農民の場合、蓄積とか積立はインフレーションない恐慌過程を通じて次第に減少していつているし、差額地代、利潤部分はほとんどないか、あるいはあつても租税公課によつてうばわれてゆくであらう。だから、農民が農機具を農手によつて購買した場合、もともと利子が支拂えないうえに、なおくわえて、信用によつて労働部分をくわれるという關係が生ずるだらうことはあきらかである。

第10表 農家收支状況

	昭和23年度		昭和24年度	
	現金	總額	現金	總額
農業収入	103,538	175,303	82,109	139,720
農業支出	22,170	34,546	25,955	36,940
農業所得(a)	81,368	140,757	56,154	102,780
農業外所得(b)	25,094	35,366	45,673	55,170
農業所得(a+b)	106,462	176,123	101,827	157,950
租税公課	23,250	23,250	24,685	24,697
計費	66,343	122,608	86,439	157,375
差引剩餘	16,869	30,265	9,297	24,122

備考 1. 農家經濟調査による1戸あたり平均、ただし、23年度については1町未満と1町～1.5町の2階層の農家を平均して(平均經營面積1町)24年度全府縣平均9.9反に見合わせた。2. △は不足をしめす。

このよう
利子と元金の
支拂いにつ
いていわれる事
情をうらがき
するものとし
て二三、二四
年度の農家の
收支バランス
をみてみよう。
(第10表

この表によつてわかることは、二四年度では利潤、差額地代部分のないこと、あるいはそれが租税公課に轉化していること、勞賃部分がマイナスになつてゐること、農業部門の赤字が多少とも農外所得によつてカバーされてゐること、蓄積が急激に減少していることである。さらに注意しなければならないことは、この表は兩年度を一應比較できる形で對置しているが、二三年度の調査は比較的上層農家が對象となつてゐること、サンプル數の少いこと等により、もし二四年度とおなじ對象農家をとつていれば、そこにあらわれる餘剰はもつと小さいものになつてゐたであらうということ、また蓄積の全然ない農民は相當な借入をしているであらうということである。このような狀態のもとでは、農民は到底までも信用をうけることはできないであらう。

さて、農手にみられる以上のようなもろの特質は、あきらかに相互に關連性をもつたものとして理解される。そして、その關連性は、ところどころで示唆しておいたとおり、農民が小生産者であるということに由來するのである。

最初に、農手においては協組は商人としての資格において農民に信用をあたえたのであるといつた。このように、商人が生産者にたいして信用を附與するという形態は、資本制生産方法が社會を支配する以前の前近代的形態であり、問屋制資本の支配形態である。というのは、この場合、農民にあたえられる信用は、生産信用の形をとつておりながらも、その本質において消費信用なのであり、これは近代的な銀行の授信の對象にはなりえないもので

ある。ここでは、前近代的な商人資本、あるいは高利貸付資本が登場してこなくてはならない。近代的形態においては、商人および銀行は、産業資本に従屬する。銀行は産業資本にたいして附加的貨幣資本をあたえ、産業資本は市場においてその貨幣資本を生産資本に轉化する。また、商業資本は、産業資本の商品資本を購買するにさいして商業信用をあたえられるのである。このような近代的形態に反して、商人が小生産者に信用をあたえるとき、それは高利貸付資本たらざるをえない。というのは、かれら小生産者のうけたものは本質において消費信用だから、利子は利潤のひとつとの制限としてではなくてむしろ自己に支拂う勞賃部分のひとつとの制限として存在し、また生産物を強力に先どりしなければ完全な元利の返済はおこなわれない。ここでは商人資本と高利貸付資本の二位一體公式が成立する。だから、この場合、返済にあてられるところの生産物の品質等についてその商人が小生産者に命令することも可能なのである。勞働手段と勞働對象を失つた小生産者が、商人資本からこれらをあたえられて生産に従事し、その生産物が商人資本の手に歸するというしくみは、まさしく問屋制資本の支配のしくみでなければならない。そして、かれらはこのしくみによつて、剩餘勞働のみならず必要勞働の一部にまでくひこむところの收奪をうけざるをえないのである。

小農民を高利貸付資本の掌中におちいることから一應救つたところの農手にあつても、まさしくこの原則がつかぬいてゐることはすでにのべたところからあきらかであらう。もつとも、農手の

場合、農民に對立するものは系統金融であり、銀行であり、日本銀行であつて、これらは近代的な信用機關である。しかもなお、農民にとつてはそれらがちやうど高利貸付資本であると同じような存在となつてゐる。高利貸付資本がそうするように土地家屋、その他の労働手段を收奪することがないのは、この場合、たんに農手制度が國家の政策としてとられた信用制度であるという事情によるにすぎない。

このことは、農手という信用形態自體に由來するのではなくてかれら小農民が、信用をうける資格がないのに信用をうけざるをえない状態にあるということに由來するのである。これは、ある政策なり制度なりの對象化は、しよせんある生産構造のなかでしかおこなわれないということのひとつの表現でしかない。しかも、以上の分析によつてあきらかなとおり、「エピクルの神々が世界のすきますきまにすんでゐたように、生産の氣孔のなかにすんでゐるような觀のある」ところの本來の高利貸付資本が農民に寄生するすきをゆるしている。「もつともよく組織された農業的の貸付金庫も、ただ農民の一部分にのみ利益をもたらしうる。けつしてあらゆる農業者が、その必要とする場合に貸出をうけることはできない。……信用をあたえられる資格なき人、したがつてまたもつともこれを欲する人はいぜんとして村落高利貸の爪牙にかかる」のである。この事情は、農民層の分解をいつそう急速におしすすめる。

以上によつてあきらかなとおり、農手は國家的規模における青

田賣りとなり、農民は國家的な負債農民となる。あるいは「事實上の國家的特約的農業労働者」という比喩があてはまる。米麥を生産しない農民は農手による信用をうけられないのであるから、かれらはかつての昭和恐慌のもとにおいてそうであつたように、なんとかして自分のふところに入る所得を大きくしようとしてますます労働を集約的に投下するようになる。主穀の低價格、大量生産という役割をになつた日本農業は一應維持されるが、農民の労働力の再生産は次第に困難になつていかざるをえない。日本資本主義の發展途上においてとられてきたいくたの小農保護政策の基調は、ここでもつらぬいてゐるのである。

はじめに貧窮があつた。農手は、そのような貧窮をひきおこした事情をすこしものぞくことなしに、没落を一寸のばしにひきのばすだけである。だから、農民がいまのような事情のもとにおかれるかぎり、ということは、農手が眞に生産信用としての役割をはたしうる地盤におかれなにかぎり、このような彌縫策では、最後に眞の没落がこないということを何人も斷言しえないであらう。

註1 いうまでもなく、この論文は農手の實務的解説が目的ではないから、そのごく普通に利用される形についてかんがえてゆく。

註2 この論文で、單に協組という場合は、指定商もふくむ。農手をめぐる信用關係のなかでの形式的な位置および役割については協組も指定商もなんのかわるところはないし、また

農手は第二節にみたとおり、系統金融の取扱いが支配的だからである。

註3 個々の農家を振出人とするときは、約手枚数は尠大となり、事務手續がきはめて煩さになるからである。なお、二三年この制度がはじめて設けられたときは、農業會がまだ完全に解散していない時期であつたので、協同組合が未設立の場合には、農家は單獨に農業會を受取人とする約手を振出し、その約手がそのまま、系統金融で割引かれてゆくという方式がとられた。これは、當時農業會が解散にあたつて破産するかもしれないという危機がもたれたためであり（とくに日銀においてこの危機がつよかつたことは前述のとおりである）、そうした場合決済期日まで債權債務關係が有効に存続するかどうかがあやぶまれたためである。

註4 いういみは、經濟學的にということである。つまり、資本の、あるいは貨幣の前貸といういみでの信用關係はないのだということである。割引によつて割引依頼人と割引人とのあいだに手形債權關係が生ずることはない。なお、註5を参照せよ。

註5 「もし、爲替手形の割引によつて前貸が與えられるとすれば、その場合には前貸の形態さえ消え失せて、純粹の賣買がおこなわれる……この場合には取引客のがわからの返済とすることは問題にならない。かれが爲手または類似の信用證券をもつて現金を購買するのは、決して前貸をうけることに

はならぬ。それはかれが他の商品たる棉花や鐵や穀物などをもつて現金を購買するのが前貸をうけることにならぬのとまったく同様である。」（マルクス『資本論』、第三卷上、高島譯三八九—三九〇頁、エンゲルスの挿入節。）また、同譯書四一六頁参照。

このようにして協組、信連がらち外に出てしまつても、いぜんとして決済に關係してくる。決済が手形の買戻しという形式によつておこなわれるのである。これは、農手が協組振出しである點と、技術的な事務操作の點と、農手の決済資金たる食糧供出代金の支拂いが系統金融を通じておこなわれるという事情に由來する。食糧供出代金は、食管から中金に、中金から信連に、信連から協組に、協組から農家というルートで支拂われる。まず、代金は中金における信連の普通預金口座に入るから、この預金を引落すことによつて決済をすることができるわけである。

註6 朝倉孝吉氏『農業金融論』三一六頁、「（農業手形制度は）農村の短期生産資金融通の方法としては一應適切なもので」（括弧および傍點は筆者）

註7 マルクス『資本論』第三卷下、高島譯、三四四頁。

註8 ヒルファアディング『金融資本論』林譯、世界評論社版、上卷、七九頁。

註9 主食供出代金支拂金融機關と農手の借入先とは別々でさしつかえないことになっているが、事實上は同じである場合

農業手形制度の特質

が多い。支拂金融機關の選定は二四年度において協組九七・二％、銀行二・八％であり、農手はききにみたとおりのほとんど全部系統金融扱いである。

註10 當初よりも引上げられたのは、貸出、割引利率の一般的な高騰によるのである。

註11 二五年二月一日決定。

註12 とはいつても、なんら自然利率のごときものが存在するといふのではない。いうまでもなく、利率率は、需給のバランスによつて利潤率と零とのあいだのどんな點にでもきまらう。

註13 自己に支拂う勞賃部分から利子を支拂うためには、生活水準の切下げを要する。これが最低限度をわれば、かれらは家屋を手放し、土地を手放さざるをえなくなつてくる。これ、高利貸付資本が土地を集積して寄生地主化するゆえんである。

註14 いうまでもなく、個々の農民をとつてみれば、差額地代、利潤が剩餘の形で生じているものもあるであらう。だが、ここでは、日本農業の支配的なない手であり、廣汎に没落しつつあるところの小農民——それらが農手による信用をうけているのであるが——についてのべればいゝわけである。

なお、こゝでの敘述は、計數のうえでの精密なうらづけを必要とするのであるが、それはこの小稿のつくしがたいところであるから、別の機會にゆずることにする。

一五二

註15 こゝで、資本の成立してない小農民について資本の概念をもちいているのはもちろんフィクシャスないみにおいてである。たゞ、日本農民のように廣汎に、かつ深く價值關係にまきこまれて存在するものにあつては、このようなフィクシオンは一應いみをもつものとかんがえざるをえない。

註16 マルクス『資本論』第三卷下、高昌譯、一三九頁。

註17 カウツキー『農業問題』向坂譯（岩波文庫版）上卷、二〇七頁。

註18 民科農業部會『日本農業年報』第四輯、一一〇頁。

註19 だから「今後この制度（農手制度……筆者）が更に整備擴大されて農村の短期生産資金がこれで賄える事になれば、協同組合や農協組（……筆者）への農家の貯金はそれだけ安定性を強める事になるから、近代化への營農資金として活用される道が開ける事になろう」（朝倉孝吉氏『農業金融論』三一六頁）などという見方は、あまりにも皮相な見方だといわなくてはならない。

註20 大内力氏『日本農業の論理』所載「小農保護政策の社會的意義」とくに一三三頁以下を參照せよ。

四

以上、農手制度は供出代金、共済金によつて小農民に對する信用を金融ベースにのせることによつて高利貸付資本の支配を一應排除したというみで注目すべくまた劃期的な制度であるが、農

民は終極的にはけつしてこれによつて救われるものではなく、ただ没落が一寸のばしにひきのばされるといふだけのものであり、さらにこのひきのばしも當然不可能になる限界がなくてはならないということをとのべた。

だが農民の窮乏化は今後ますますはげしくなつてゆきそうである。こうした場合、直接の生産事情のなかにこそ問題があるのだとしても、農民はあらゆる種類の信用をうけようとするであろうから、農手制度を廢止すれば高利貸付資本、商人資本にとらえられてゆくということにならざるをえないだろう。だから、こういう趨勢にすこしでも抵抗するいみで、農民のがわにおいても國家のがわにおいても、農手制度の存續と改正がのぞまれていいであろう。そこで、かんがえられる對策をひろつてみることにする。

一、適用資材のわくの問題

適用資材のわくは、この制度ができてから次第にひろげられてきたが、「農業手形制度」によれば、「正常なる經路と價格により、農家が購入する緊急なる農業生産運轉資材」ということになつてゐる。つまり、農業生産にとつて緊急で、價格と配給ルートがはつきりおさえられるところの生産財でなければならぬといふのであるが、これは客觀的には、米麥の供出代金を見返りとする^(註1)ことと關連して、主穀生産と農家用資材の販路を確保するといふふたつの役割をはたしてきたことはさきにのべたとおりである。だから、統制が撤廢されればその生産財を農手の適用資材のわくからはずしてゆくといふうごきもみられるわけである。

しかし、經路と價格と緊急度の判定あるいは選擇は、各農民にまかせてもいいのではないかとかんがえられる。もし配給資材がそうした農民の選擇に適合すれば農民は配給資材を購入するであろう。あるいは、「正常の經路と價格」にのらない「やみ」の資材に金融をつけることは種々の理由からこのましくないと意見があるかもしれない。だが、「やみ」で購入する場合は、農民が「正常なる經路と價格」の資材だけでは需要をまかないきれなかつたか、あるいは「やみ」の方が農民の選擇に適合したためであろう。これを農手にのせなかつたら、農家はその資材をえることができるまいか、あるいはそれこそ「正常」でない高利貸付資本の掌中におちいることになるであろう。このことは、非統制資材をも對象にしていゝことをいみする。さらに、同様ないみから、適用範圍をなんら限定することなしに一般の資金需要にまでひろげてもさしつかえないであろう。窮迫した農民にあつては、本論にのべたように、消費信用は同時に生産信用であり、生産信用は同時に消費信用であるからである。

要するに農手は食糧代金、共済基金のうえにのつたきわめて安^(註2)全確實な信用制度である以上、あたえられた信用を、農民がその選擇にもとづいてもつとも有利に使用して少しもさしつかえないであろうということ、そしてそういう方向が農手をすこしでも農民のために意義あらしめるのではないかとすることである。だが、この問題は、つぎにのべる利子の問題と關連してかんがえられなければならない。

(二) 利率の問題

現在の金利市場を前提として、日歩二銭四厘をさらに引下げる
ことが可能かどうかという問題である。

かんがえられることのひとつは、信連を通りこして中金と協組
を直結するという方法である。本論においてのべたとおり、信連
は、農手に關するかぎり、手形仲買人としてしか機能してはいな
いからである。もしこれが可能であるとすれば、中金と協組との

第11表 昭和24年9月末全國縣信連主要勘定残高
(單位・百萬圓)

貯 金	36,629	現 金	432
借 入 金	20,133	預 ケ 金	23,842
出 資 金	636	有 價 證 券	200
積 立 金	13	貸 出 金	33,575
		固 定 資 産	138
		系 統 拂 込 濟 金	294
		出 資	
		雑 勘 定	10,149

備考 農林中金企畫部編『農林金融』による。

あいに三厘のサ
ヤをつけるに
も、最終貸付利率
は二銭一厘とな
う。そうすれば指
定商、農民のあい
だも二銭一厘とな
るであらう。しか
し、これは現在の
ところ多分に空想
に近いことであ
る。というのは、
第11表にみるとお
り、信連の貸出金
はその流動的な部
分をほとんど借入

金によつてまかなつており、借入金には中金借入金がほとんどすべ
てであり、しかも同月末中金農手割引残高は一四、九二五百萬圓
であるから、信連借入金約七四％が農手によつて成立している
ことになる。このように農手に大幅に依存しているところの信連
をはずしてしまふということは非常に困難なことにちがいないか
らである。しかし、もし農民の窮乏化がさらにひどくなれば、こ
の問題は深刻な系統金融のジレンマとして浮びあがつてくるだろ
う。

さらに、日銀の農手擔保貸出利率を引下げることもかんがえら
れる。現在、農手は、第12表にみるとおり、優遇手形のうちでは

第12表 日銀優遇手形割引
最低歩合 (單位錢)

優 遇 手 形	@	1.40
商 業 手 形	@	1.40
工 業 手 形	@	1.50
ス タ ン プ 手 形	@	1.50
貿 易 手 形	@	1.50
公 園 認 證 手 形	@	1.60
農 業 手 形	@	1.60

備考 1. 日本銀行の資料による。
2. 25年2月1日現在。

が、農手が非常に安全確實であり、さらにこの制度が政策として
とられ、しかも農民を高利貸付資本から守るほとんど唯一の信用
制度であるゆえになお存続しなければならないという事情からか
る。公團認證手形ととも
にもつとも高い利率
になつてゐる。これ
は、いうまでもなく、
市場性の大小、資金
量の大小、期限の長
短等の相違によるの
であり、金融ベース
にたつたかぎり當然の
歸結なのではある

んがえて、利率を優遇買手なみに引下げることをもとめるのは、あながち不當であるとはいえないであろう。しかし、もしこの引下げが可能であつたとしても、それが、中金、信連、協組の利率を下げることにしなければ、協組、農民段階における二錢四厘はかわらないことになる。中金は、前にみたとおり、ほとんど全部の農手を日銀に差入れているのであるが、この場合中金のマージンは日歩三厘でしかない。これを買手の最高一錢ないし九厘ザヤに比較すれば、非常に小さい割合である。だから、中金、信連協組の運用資金が缺乏し、農手割引の額が運用資金額のなかにしめる割合が大きくなればなるほど——そのときは、農手擔保の日銀借入金も多くなるであろう——中金、信連協組のマージンを大きくしなければならぬという要請が出てくるであろう。そうならば、協組、農民段階の利率を下げることは困難になるであろう。このようにして、この問題は、前にのべた信連段階をきつてしまふという問題とからんで、それと同様ないみにおいて、農民の窮乏化の深化にともなつて、系統金融の内部に二律背反的な命題をなげかけてくるであろう。

しかも、この利子率の問題は適用資材のわくをはずすという問題とからんでこななければならない。本論にのべたように、利率が一般のものよりも低くきめられたというのは、購入すべき價格およびルートが確認され、しかも流通信用であつたからである。もし、この條件がくずれるならば、低い利子率自体もくずれざるをえないであろう。このようにみてくれば、利率の引下げよりもむしろ適用資材のわくの撤廢が主張されるべきであろう。また、より基本的には、財政資金による利子補給がかんがえられなければならないであろう。これは、農手だけでなく、すべての農民に対する信用授與にあたつてかんがえられなければならないことである。その理由はすでに本論においてつくしたところであるから、ここではのべる必要はないであろう。

三、食糧管理制度と共済保險制度との關連の問題

本論にのべたように、農手制度が可能であるのは、それが食糧制度と共済保險制度のうえにのつていからである。

ところが、現在麥を食糧對象作物からはずすという問題が一部に論ぜられているようである。この論議が現實化した場合に、なお麥の販賣代金を農手の決済資金にしようとすれば、當然食糧制度が農手制度のなかでもつてい役割をそれに代るべき制度で實現せなくてはならない。そこで、かんがえられるのは現在北海道の馬鈴薯栽培農家についてとられているところの專屬取引と販賣代金の代理受領制度である。すなわち、融資をうけたときから決済期日までの期間、あるいはそれ以上の期間（馬鈴薯では借入期間最長一ヶ月、專屬取引契約期間一ヶ年）専ら特定した協組（商人）に販賣することを契約するのである。しかし、この制度にはある程度の困難がともなう。というのはこの場合は、多分麥價は現在の供出制度のもとにおけるよりも安くなるであろうから、農民の窮乏化がさらにすすめば、農民は自家消費中にしめる麥の割合を大きくしてゆくであろう。こうなれば、專屬取引とい

つても、その販賣數量を確實におさえることは非常に困難である。だから、農手が麥代金引當てに振出されていたとすれば、期日になつても落ちないということがおこりうる。そしてこの場合は災害のためにそういう事態が生じたのではないから、共済金が不足分に肩代りするということもできない。だから、このような事態のおこることをふせぐためには、代金引當の作物の種類を麥とか米とかいう風に特定せず、また期限を一年あるいはそれ以上にひきのばすようにしなければならない。そうすれば、麥代金についての不足分は米代金が肩代りするであらう。もしそうでなくて、はじめに販賣量、あるいは販賣額を契約することにすれば、農民は農手による信用をうけたために價格面でのマイナスを負わなければならないということになる可能性があるからである。それにしても、この制度にはある程度の困難があるであらう。と、いうのは、農手制度がもつている「すきま」は、商人資本、高利貸付資本の滲入をゆるしているから、農民はこれからも信用をうけようとするであらうし、これらはまた農民の麥販賣代金を先どりしようとするであらう。このようにして、片方で麥の商品化率さがり、片方で商人資本、高利貸付資本が進出すれば、農手にむすびついた專屬取引契約は、その圓滑な機能發揮が困難になつてゆく可能性が充分にあるのである。

馬鈴薯の場合は、米との代替性があまり強くないから、麥の場合よりも問題は少いだろうが、やはり多少の困難が生ずることは否定できない。

以上は、麥についての共済保險制度が存続するということを前提としての論であるが、もし共済保險の對象から麥がはずれるということになれば困難はさらにましてくる。その場合、これを農手にのせようとすれば、北海道における馬鈴薯、雜穀栽培農家についてとられている農業手形共済基金制度が、麥についてもとられなくてはならない。この制度は、不作の場合の貸付資金を農手による信用をうけようとする馬鈴薯、雜穀栽培農家のあいだで積立てようとするものである。^(註)そして基金から借入をうけた場合は、翌年度の主食代金、または共済金からの先取りによつて返還されてなくてはならない。だから、この場合は、農手制度が二重になつていくわけであり、ただ貸付資金が相互の積立基金のなかからまかなわれるという點がちがうだけである。しかし、それでもなお、商人資本、高利貸付資本に對して少しでも抵抗するためにはこの制度がとられなければならないだろう。

ただ、この基金積立制度をとるにしても、どの程度まで農手の引當作物の範圍をひろげてゆけるかには疑問がある。また、作物種類によつては基金積立の不可能なものもある（たとえば、蔬菜、特殊作物等）。というのは、基金積立制度が可能であるためには、作付面積、農手利用額、價格、被害率等が一應豫想できて、その豫想が大體あやまりなく實現する^(註)という條件がなければならないからである。麥、馬鈴薯、雜穀については一應この條件が成立するから、基金積立は可能であらう。

四、協組の購買事業資金の問題

これは直接に農手の問題ではないが、今後適用資材のわくが撤廃されるようなことになれば、とくに大きな問題となろう。現在でも、購買事業資金の固定化がいわゆる、統制のわくが次第にはずれてゆけば、さらに大きな問題とならざるをえないであろう。これについては、本年度統制が撤廃されたところの肥料についてとられた豫約購買にもとづく購買手形制度を全面的に擴充することがのぞまれる。そしてまた、この購買手形が圓滑に決済されてゆくために、農手制度の存続および擴充がのぞまなければならない。

(本所員)

註1 肥料、薬工品は、本年八月一日全面的に統制を廢止され、対象肥料を全肥料に擴大し、薬工品（たゞし北海道）とともに引續き適用資材として残ることとなった。日銀としては、肥料と農薬と一部の農機具以外については本年度ははずしたいという意向をもっているとなえられる（日本經濟新聞、二五年八月一二日號、また、農林省官房農林金融課編『農林金融情報』一九五〇年、第二一號參照）。この日銀の意向に對する農林省の意向については前掲『農林金融情報』一九五〇年、第十七號所載「農業手形制度の改正について」を參照せよ。

註2 積立額は、馬鈴薯反當二〇〇圓、雜穀反當一〇〇圓、貸付額は、積立額に相應する面積につき馬鈴薯反當一、八〇〇圓、雜穀反當六〇〇圓。なお、くわしくは前掲『農林金融』第二

農業手形制度の特質

卷、第二〇號を參照せよ。

註3 北海道の馬鈴薯は、二五年度をかぎり、農手の對象作物とすることになっている。

附表第1表 中金農手割引移動表 (單位・千圓)

	23 年 5 月			23 年 6 月			23 年 7 月		
	月中貸出高	月中償還高	月末残高	月中貸出高	月中償還高	月末残高	月中貸出高	月中償還高	月末残高
北海道 北東陸山 關北東海 近中畿農 四國州 合 計	7,731	—	7,731	325,885 117,107 2,058 76,189	— — — —	325,885 124,840 2,058 76,189	451,171 192,054 9,257 262,328 758	— — — — —	777,057 316,895 11,315 338,518 758
	—	—	—	6,017	—	6,017	24,681	—	30,699
	—	—	—	507	—	507	164	—	674
	7,731	—	7,731	527,768	—	535,500	940,422	—	1,475,922
北海道 北東陸山 關北東海 近中畿農 四國州 合 計	479,724 191,305 6,315 167,660 1,100	— — 42 — 68	1,256,782 508,204 17,589 506,180 1,790	36,197 104,227 11,763 53,659 284	— 7 56 3,546 80	1,292,979 612,426 29,296 556,295 1,994	— 939 705 10,424 20	134,885 444,689 22,809 174,597 1,088	1,158,093 168,374 7,192 392,122 925
	—	—	—	2,001	—	2,375	160	—	—
	374	—	374	2,020	—	49,719	10,432	—	2,538
	19,931	1,418	49,212	999	1,513	2,064	—	—	60,153
	1,064	—	1,064	8,165	—	23,087	95,711	19	2,044
	14,259	—	14,931	—	—	—	—	—	118,808
	881,743	1,529	2,356,136	219,323	5,203	2,570,256	118,396	778,395	1,910,256

附表第1表 つぎ

中金農手割引移動表 (単位・千圓)

	24 年 5 月			24 年 6 月			24 年 7 月		
	月中貸出高	月中償還高	月末残高	月中貸出高	月中償還高	月末残高	月中貸出高	月中償還高	月末残高
北海道	1,432,090	-	2,880,550	762,790	-	3,643,340	382,890	-	3,996,230
東北	776,995	-	1,614,168	1,076,607	-	2,690,777	627,896	916	3,317,762
関東	305,634	2,835	550,552	240,639	787	790,407	112,977	35,562	867,676
北陸	437,119	-	2,013,164	422,117	-	2,440,282	284,777	5,112	2,719,824
東海	109,725	-	256,457	116,574	386	372,644	44,984	10,232	407,396
山陽	74,119	1,466	77,653	47,732	-	125,386	55,409	4,229	176,569
近畿	53,201	-	63,312	62,742	3,010	123,044	66,159	2,859	186,347
中国	247,897	1,179	385,742	187,095	11,953	560,886	132,908	37,199	656,596
四国	19,977	-	28,809	16,628	6,163	39,275	12,809	3,147	48,937
九州	585,284	-	943,663	333,853	6,105	1,271,514	180,359	109,477	1,342,408
合 計	4,042,056	5,480	8,814,085	3,271,897	28,410	12,057,573	1,871,184	208,728	13,720,028
	24 年 8 月			24 年 9 月			24 年 10 月		
	月中貸出高	月中償還高	月末残高	月中貸出高	月中償還高	月末残高	月中貸出高	月中償還高	月末残高
北海道	203,730	-	4,199,960	-	-	4,199,960	-	-	0
東北	299,299	3,462	3,613,598	108,563	83,293	3,638,889	8,365	4,199,960	2,127,577
関東	109,992	130,481	847,332	8,795	35,875	820,248	-	1,519,675	529,152
北陸	63,811	4,142	2,779,617	19,172	138,875	2,659,915	-	2,066,215	594,700
東海	19,104	64,460	362,041	12,148	43,747	330,442	7,651	56,616	281,478
山陽	42,587	3,516	215,641	28,492	-	244,132	23,062	1,985	265,211
近畿	57,832	1,984	242,193	53,537	1,550	294,185	20,826	10,518	304,492
中国	70,026	12,093	714,532	44,298	3,497	755,332	20,826	43,767	732,153
四国	21,134	4,472	65,599	24,605	749	89,455	15,146	3,948	100,653
九州	397,824	246,343	1,493,889	425,354	26,552	1,892,692	365,579	8,790	2,251,488
合 計	1,285,353	470,965	14,534,417	724,995	334,150	14,925,262	463,228	8,201,578	7,186,912

附表第1表つづき

中金農割引移動表 (単位・千圓)

	24 年 11 月			24 年 12 月			25 年 1 月		
	月中貸出高	月中償還高	月末残高	月中貸出高	月中償還高	月末残高	月中貸出高	月中償還高	月末残高
北海道	-	-	-	-	-	-	-	-	-
東北	-	1,027,206	1,100,370	-	826,258	274,111	-	235,364	38,747
関東	-	181,317	347,833	62,624	243,100	167,357	-	158,482	8,874
北陸	-	501,440	93,259	-	93,259	0	-	-	-
山梨	-	98,454	183,022	-	151,363	31,659	-	22,171	9,487
東海	982	7,588	258,603	-	157,984	100,620	-	100,620	0
近畿	1,987	151,645	154,836	-	154,514	322	-	322	0
中国	-	301,356	430,796	1,775	414,527	18,044	-	12,971	5,072
四国	4,050	20,725	83,979	6,188	42,713	47,454	-	17,056	30,396
九州	114,364	90,145	2,275,707	31,960	1,030,715	1,276,950	5,500	1,097,990	184,460
合 計	121,385	2,379,885	4,928,412	102,549	3,114,441	1,916,521	5,500	1,644,981	277,040

25 年 2 月		
北海道	-	-
東北	114,297	114,297
関東	38,747	25,279
北陸	5,805	5,571
山梨	-	-
東海	11,856	11,856
近畿	9,487	11,856
中国	6,567	6,567
四国	-	-
九州	5,072	0
合 計	8,013	24,213
	10,168	79,765
	178,685	267,553

備考 1. 農林中金の表料により作成。

2. 千圓未満を切捨てたため多少不整合あり。

附表第2表 農業手形種類別各月末残高推移表 (単位・千圓)

月 別	月 末 残 高	肥 料	農 機 具	農 薬	温 床 資 料	そ の 他
昭和23年 5月	7,731	7,731	-	-	-	-
6	535,500	535,500	-	-	-	-
7	1,475,922	1,195,621	278,649	1,652	-	-
8	2,356,136	1,571,839	781,918	2,379	-	-
9	2,570,256	1,723,341	842,101	4,814	-	-
10	1,910,256	1,106,362	803,346	548	-	-
11	135,877	135,877	-	-	-	-
12	51,067	51,067	-	-	-	-
昭和24年 1月	26,310	26,310	-	-	-	-
2	896	896	-	-	-	-
3	1,477,973	1,128,574	305,436	42,378	1,585	-
4	4,777,508	3,394,465	965,996	112,253	67,001	237,793
5	8,814,085	5,857,856	2,006,026	224,652	167,661	557,890
6	12,057,573	7,700,002	3,049,244	351,321	243,405	713,601
7	13,720,028	8,640,055	3,600,535	420,078	276,615	782,745
8	14,534,417	9,015,408	3,901,909	449,231	294,840	873,029
9	14,925,262	9,280,727	4,000,890	470,956	293,113	879,576
10	7,186,912	4,484,120	2,532,637	163,576	2,288	4,291
11	4,928,412	3,126,095	1,661,830	135,159	1,118	4,210
12	1,906,521	1,047,221	779,156	77,166	290	2,688
昭和25年 1月	277,040	75,242	184,413	14,935	-	2,450

備考 農林中金の資料による。

附表第3表 農手適用資材別地域別利用高 (単位・千圓)

農業手形制度の特質

1. 昭和23年9月末

	肥 料	農 機 具	農 薬	温床資材	そ の 他	合 計
北 海 道	565,025	727,954	-	-	-	1,292,979
東 北	567,010	43,274	2,142	-	-	612,426
關 東	23,755	5,284	257	-	-	29,296
北 陸	495,150	58,734	2,411	-	-	556,295
東 山	1,994	-	-	-	-	1,994
東 海	-	-	-	-	-	-
近 畿	1,952	423	-	-	-	2,375
中 國	48,838	877	4	-	-	49,719
四 國	1,066	998	-	-	-	2,064
九 州	18,530	4,557	-	-	-	23,087
計	1,723,341	842,101	4,814	-	-	2,570,246

2. 昭和24年9月末

	肥 料	農 機 具	農 薬	温床資材	そ の 他	合 計
北 海 道	2,178,691	675,114	238,685	285,877	821,593	4,199,960
東 北	2,523,011	996,852	65,018	1,345	52,663	3,638,889
關 東	524,766	291,366	4,116	-	-	820,248
北 陸	1,876,233	695,962	81,432	4,217	2,071	2,659,915
東 山	209,553	108,979	10,465	1,445	-	330,442
東 海	202,095	40,780	1,259	-	-	244,134
近 畿	125,393	167,159	1,596	34	-	294,185
中 國	457,605	292,494	5,227	-	-	755,332
四 國	16,715	71,090	1,461	189	-	89,455
九 州	1,166,655	661,091	61,697	-	3,249	1,892,692
計	9,280,727	4,000,890	470,956	293,113	879,576	14,925,262

- 備 考 1. 農林中金の資料による。
 2. 中金割引残高。
 3. 千圓未満を切捨てたため多少不突合あり。